

[ご利用者様控]

訪問看護(介護予防) 重要事項説明書
(介護保険)
(医療保険)

利用者： _____ 様

株式会社 COCOS
訪問看護ステーションコスタ

目次

介護保険重要事項説明書	-----1 ページ
医療保険重要事項説明書	-----15 ページ
ご署名	-----25 ページ

重要事項説明書 (介護保険)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年枚方市条例第116号)」の規定に基づき、指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 COCOS
代表者氏名	代表取締役 京川 祥貴
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府泉佐野市日根野 4341-9 (電話 072-479-5508 / FAX 072-479-5509)
法人設立年月	2020年10月

2. 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションコスタ
介護保険指定事業所番号	(指定事業所番号) 2761390380(介護保険)
事業所所在地	大阪府貝塚市水間 258-6 サンメディカルビル 3階
連絡先 相談担当者名	(代表電話:072-489-6133 / FAX:072-489-6188) 管理者 松尾 洋子
事業所の通常の事業の実施地域	門真市、茨木市、八尾市、東大阪市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 COCOS が設置する訪問看護ステーションコスタ(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合において

	<p>も、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 利用者の要介護状態の軽減著しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4. 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6. 前5項のほか、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成24年枚方市条例第116号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、土・日・祝日、他 12/30～1/3 までを除く
営業時間	午前9時から午後6時までとする

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	午前9時から午後6時までとする

(5) 事業所の職員体制

管理者	(職名)管理者 (氏名)松尾 洋子
-----	-------------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対 	

<p>看護職員のうち主として計画作成等に従事する者</p>	<p>して介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 主治の医師の指示に基づく介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3. 利用者へ介護予防訪問看護計画を交付します。 4. 指定介護予防訪問看護の実施状況の把握及び介護予防訪問看護計画の変更を行います。 5. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。 6. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7. サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。 8. 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 	<p>常勤4名以上</p>
<p>看護職員（看護師・准看護師）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。 	<p>常勤4名以上 非常勤16名以上</p>

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
<p>介護予防訪問看護計画の作成</p>	<p>主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等アセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画を作成します。</p>
<p>介護予防訪問看護の提供</p>	<p>介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な介護予防訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①バイタルサイン測定、心身の状態観察 ②日常生活の支援(排泄介助、栄養管理等) ③医療的処置(点滴、注射、褥瘡処置、経管栄養、吸引等) ④日常生活訓練

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

1. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の同居家族に対するサービス提供
4. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

5. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く)
6. その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について
- ※指定介護予防訪問看護ステーションの場合

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		20分未満				
		基本 単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	303	3,157円	316円	632円	948円
	准看護師	273	2,844円	285円	569円	854円
早朝・夜間	看護師	379	3,949円	395円	790円	1,185円
	准看護師	341	3,553円	356円	711円	1,066円
深夜	看護師	455	4,741円	475円	949円	1,423円
	准看護師	410	4,272円	428円	855円	1,282円
		30分未満				
昼間	看護師	451	4,699円	470円	940円	1,410円
	准看護師	406	4,230円	423円	846円	1,269円
早朝・夜間	看護師	564	5,876円	588円	1,176円	1,763円
	准看護師	508	5,293円	530円	1,059円	1,588円
深夜	看護師	677	7,054円	706円	1,411円	2,117円
	准看護師	609	6,345円	635円	1,269円	1,904円
		30分以上1時間未満				
昼間	看護師	794	8,273円	828円	1,655円	2,482円
	准看護師	715	7,450円	745円	1,490円	2,235円
早朝・夜間	看護師	993	10,347円	1,035円	2,070円	3,105円
	准看護師	894	9,315円	932円	1,863円	2,795円
深夜	看護師	1191	12,410円	1,241円	2,482円	3,723円
	准看護師	1073	11,180円	1,118円	2,236円	3,354円
		1時間以上1時間30分未満				
昼間	看護師	1090	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
	准看護師	981	10,222円	1,023円	2,045円	3,067円
早朝・夜間	看護師	1363	14,202円	1,421円	2,841円	4,261円
	准看護師	1226	12,774円	1,278円	2,555円	3,833円
深夜	看護師	1635	17,036円	1,704円	3,408円	5,111円
	准看護師	1472	15,338円	1,534円	3,068円	4,602円

※主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による介護予防訪問看護の提供となります。

※当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものをいいます。同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物をいいます。(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いているいない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

サービス提供時間帯	サービス提供時間数	基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	2回以内/日	284	2,959円	296円	592円	888円
	2回超/日	142	1,479円	148円	296円	444円
早朝・夜間	2回以内/日	355	3,699円	370円	740円	1,110円
	2回超/日	178	1,854円	186円	371円	557円
深夜	2回以内/日	426	4,438円	444円	888円	1,332円
	2回超/日	213	2,219円	222円	444円	666円

※以下①又は②の場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、理学療法士等)による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過している場合。

②算定日が属する月の前6月間において、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合。

※上記①又は②の場合で、さらに理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき23単位(8単位+15単位)を所定単位数から減算します。

※前年度の看護職員による訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上であり、さらに緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算又は看護体制強化加算のいずれかを算定している場合で、理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算します。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (訪問看護ステーション)	600	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,210 円	521 円	1,042 円	1,563 円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,605 円	261 円	521 円	782 円	
初回加算(Ⅱ)	300	3,126 円	313 円	626 円	938 円	初回のみ
退院時共同指導加算	600	6,252 円	626 円	1,251 円	1,876 円	1回あたり
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	254	2,646 円	265 円	530 円	794 円	1回あたり(30分未満)
	402	4,188 円	419 円	838 円	1,257 円	1回あたり(30分以上)
長時間訪問看護加算	300	3,126 円	313 円	626 円	938 円	1回あたり
看護体制強化加算	100	1,042 円	105 円	209 円	313 円	1月に1回
口腔連携強化加算	50	521 円	53 円	105 円	157 円	1月に1回
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	6	63 円	7 円	13 円	19 円	1回あたり
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	3	32 円	4 円	7 円	10 円	1回あたり

※緊急時訪問看護加算は、利用者、又はその家族の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理著しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留意カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化症全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の介護予防訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算は新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導料は入院もしくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定介護予防訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※複数名訪問看護加算は二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の体制を強化した場合に算定します。

※口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合に算定します。

※地域区分別の単価(6級地 10.42円)を含んでいます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4. その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。 (1)事業所から片道5キロメートル未満 0円 (2)事業所から片道5キロメートル以上 500円
------	--

②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12時間前までのご連絡の場合	1 提供当りの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用者ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌々月初までに利用者宛お届け(郵送)します。</p>
2 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振込 (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービスの提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 松尾 洋子</p> <p>イ 代表電話番号 072-489-6133</p> <p>同 FAX 番号 072-489-6188</p> <p>ウ 受付日及び受付時間 月～金 午前9時～午後6時</p>
--	---

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7. サービス提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「介護予防訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松尾 洋子
-------------	-------

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
3. 虐待防止のための指針の整備をしています。
4. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内

で身体的拘束を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2. 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 3. また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。 4. 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、従業員と雇用契約の内容とします。
<p>2 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2. 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調整を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

11.緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名： 損害保険ジャパン株式会社

保険名： 賠償責任保険

補償の概要： 介護保険法や障がい自立支援法に基づく居宅介護支援事業者等の業務を包括的に保障

13.身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14.心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用者状況等の把握に努めるものとします。

15.介護予防支援事業者等との連携

1. 指定介護予防訪問看護の提供にあたり、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
2. サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に速やかに送付します。
3. サービス内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

16.サービス提供の記録

1. 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料金等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
2. 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。（看護記録は2年間保存）
3. 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

4. 提供した指定介護予防訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17.衛生管理等

1. 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18.業務継続計画の策定等について

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19.指定介護予防訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1)介護予防訪問看護計画を作成する者

介護予防訪問看護計画書に記載 (連絡先:072-489-6133)

(2) 提供予定の指定介護予防訪問看護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負 担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額					

(1) その他の費用

①交通費の有無	無し
②キャンセル料	利用者様のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料をいただく場合があります。

(2) 1ヵ月当りのお支払額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	居宅サービス計画書に基づく
----------	---------------

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

20. サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

1. 提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
2. 相談及び苦情に円滑かつ適正に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ◎苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
 - ◎相談担当者は、把握した状況を第三者とともに検討を行い、対応を決定する。
 - ◎対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (株式会社 COCOS)	(所在地) 大阪府貝塚市水間 258-6 (代表電話) 072-489-6133 (FAX 番号) 072-489-6188 (受付時間) 9時～17時
--------------------------	---

その他、お住まいの市役所及び大阪府国民健康保険団体連合会においても苦情申立等ができません。

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	(所在地) 大阪府大阪市中央区常磐町 1-3-8 (電話番号) 06-6949-5247 (FAX 番号) 06-6949-5417 (受付時間) 9時～17時
【利用者の住民票のある各市町窓口】	・大阪市 (大阪市各区役所 保健福祉課) ・堺市 (堺市 介護保険課) ・岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町 (広域事業者指導課: 岸和田市) ・泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 (広域福祉課: 泉佐野市) ・門真市 (門真市 高齢福祉課)

重要事項説明書 (医療保険)

訪問看護重要事項説明書〔令和7年12月1日現在〕

1 当院が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

訪問看護ステーション名：訪問看護ステーションコスタ

代表 TEL：072-489-6133 管理者：松尾 洋子

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 概要：株式会社 COCOS

(1) サービス提供地域

訪問看護ステーション名	訪問看護ステーションコスタ
所在地	大阪府貝塚市水間 258-6 サンメディカルビル 3F
サービス提供地域	門真市、茨木市、八尾市、東大阪市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町

(2) 営業時間

月～金	9:00～18:00
-----	------------

※日・祝日・年末年始・他(12/30～1/3)は、休日となっております。

(3) サービス職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
看護師	4名以上	16名以上	20名以上

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

<運営の方針>

利用者様の心身の状況に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たり、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

1. 病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備)
2. 日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)
3. 医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)

4. 認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言)
5. 精神的支援をはじめとした総合的看護
6. 住まいの療養環境の調整と支援
7. 苦痛の緩和と看護
8. その他(家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

5 利用料金

(1) 訪問看護利用料金

訪問看護利用料金表(医療保険)

(医療費)

診療内容	算定回数等	診療点数
訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)	1回	7,670円
訪問看護管理療養費(2日目以降の訪問)	1日につき	2,500円
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費(同一日に2人まで)	週3日まで	5,550円
訪問看護基本療養費(同一日に2人まで)	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費(同一日に3人以上)	週3日まで	2,780円
	週4日目以降	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中1回(基準告示第2に1に規定する疾病等は2回)	8,500円
難病等複数回訪問看護加算	1日につき2回の場合	4,500円
難病等複数回訪問看護加算	1日につき3回以降	8,000円
緊急訪問看護加算(在宅療養支援診療所の主治医)	1日につき	2,650円
長時間訪問看護加算	週1日	5,200円
複数名訪問看護加算	週1日	4,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
24時間対応体制加算	月1回	6,800円
・特別管理加算(1月につき)Ⅰ	月1回	5,000円

診療内容	算定回数等	診療点数
・特別管理加算(1月につき)Ⅱ	月1回	2,500円
退院支援指導加算	退院後翌日以降の初回訪問時	6,000円
在宅患者連携指導加算 ※ただし特別の関係で算定不可	月1回	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※ただし特別の関係で算定不可	月2回	2,000円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回	780円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円

精神科訪問看護利用料金表(医療保険)

(基本料金)

項目				費用総額	自己負担額				
					1割	2割	3割		
精神科 訪問看護 基本療養 費 (/回)	(Ⅰ)	看護師等による訪問	3日目まで/週	30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
				30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円	
			4日以降/週	30分以上	6,550円	670円	1,310円	1,970円	
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
			3日目まで/週	30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円	
				30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円	
	4日以降/週	30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円			
		30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円			
			看護師等2人/ 同一日	3日目まで/週	30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
					30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
				4日以降/週	30分以上	6,550円	670円	1,310円	1,970円
					30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
				30分以上	2,780円	280円	560円	830円	

	(Ⅲ)	同一建物 への訪問	看護師等 3 人以上/同一日	3 日目まで/週	30 分未満	2,130 円	210 円	430 円	640 円
				4 日以降/週	30 分以上	3,280 円	330 円	660 円	980 円
					30 分未満	2,550 円	260 円	510 円	770 円
			准看護師等 2 人/同一日	3 日目まで/週	30 分以上	5,050 円	510 円	1,010 円	1,520 円
					30 分未満	3,870 円	390 円	770 円	1,160 円
				4 日以降/週	30 分以上	6,050 円	610 円	1,210 円	1,820 円
		30 分未満	4,720 円		470 円	940 円	1,420 円		
		准看護師等 3 人以上/同一日	3 日目まで/週	30 分以上	2,530 円	250 円	510 円	760 円	
				30 分未満	1,940 円	190 円	390 円	580 円	
			4 日以降/週	30 分以上	3,030 円	300 円	610 円	910 円	
				30 分未満	2,360 円	240 円	470 円	710 円	
		(Ⅳ)	入院中の外泊時の訪問				8,500 円	850 円	1,700 円
	訪問看護 管理療養 費(/回)	月の 初回日	機能強化型(Ⅰ)			13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
機能強化型(Ⅱ)			10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円			
機能強化型(Ⅲ)			8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円			
(Ⅰ)～(Ⅲ)以外			7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円			
		2 回目以降			2,500 円	250 円	500 円	750 円	

《任意項目》

訪問看護情報提供療養費(Ⅰ)(/月)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費(Ⅱ)(/月)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費(Ⅲ)(/月)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

《加算料金》

加算名		費用総額	自己負担額			
			1割	2割	3割	
24時間対応体制加算(/月)		6,800円	680円	1,360円	2,040円	
精神科緊急訪問看護加算(/日1回)		2,650円	265円	530円	795円	
特別管理加算Ⅰ(/月)		5,000円	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算Ⅱ(/月)		2,500円	250円	500円	750円	
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
夜間・早朝訪問看護加算(回)		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(/回)		4,200円	420円	840円	1,260円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	
精神科複数名訪問看護加算(/週)	看護職員 + 看護師等	1回/日	4,500円	450円	900円	1,350円
		2回/日	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		3回以上/日	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	看護職員 + 准看護師等	1回/日	3,800円	380円	760円	1,140円
		2回/日	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		3回以上/日	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	看護職員+看護補助者 又は精神保健福祉士		3,000円	300円	600円	900円
精神科難病等複数回訪問加算	2回/日	4,500円	450円	900円	1,350円	
	3回以上/日	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
精神科長時間訪問看護加算(/週)		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
在宅患者連携指導加算(/月)		3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算(/月)		2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算(/月)		2,500円	250円	500円	750円	
		(イ)	8,400円	840円	1,680円	2,520円

精神科重症患者支援管理連携加算(/月)	(口)	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
---------------------	-----	---------	-------	---------	---------

《保険外適用料金》

エンゼルケア(死後の処置)	20,000 円(税込)
---------------	--------------

◇サービス提供に必要な、居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者様の別途負担となります。

◇衛生材料は実費を負担願います。

(2)キャンセル料金

利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先:訪問看護ステーションコスタ 代表 TEL:072-489-6133)

①利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です
②ご利用日時 12 時間前までにご連絡がなかった場合	1 提供あたりの料金 50%
③12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金 100%

※ただし、利用者様の病状の急変や急な入院等の場合、キャンセル料は発生しません。

(3)交通費

サービス提供地域以外の地域につきましては交通費として 500 円(税抜き)が必要となります。

(4)料金の支払方法

1. 毎月末締めとし、翌々月初までに当月分の料金を請求いたしますので、翌々月 13 日までに事業所の指定する方法でお支払いください。
2. 難病法等に基づく医療費助成制度を受けられている利用者様においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください。写真かコピーを撮らせて頂きます。

6 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始します。

(2)サービスの終了

1. 利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに文書でお申し出ください。
2. 当ステーションの都合でサービスを終了する場合利用者様がサービス提供地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了 2 週間前までに文書で通知いたします。
3. 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します)
 - ・利用者様が介護保険施設や医療施設に入所、または入院した場合(3ヶ月以上)

- ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

4. その他

・入院、入所等により1ヶ月以上利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者様に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。

・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様は文書で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止します。

①利用者様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにも関わらず1ヶ月以内に支払わない場合

②利用者様やご家族などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合、当ステーションより文書で通知することによって、即座にサービスを中止させていただくことがあります。

③他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合(速やかに当ステーションに申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。)

④風害、地震による天候不良時、利用者様の了承を得た上で、中止又は訪問時間や訪問日の変更する場合があります。

・保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。

・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。看護師等は、年金の管理、金銭の取扱い等はいたしません。看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

7 事故発生時の対応

利用者様に対するサービス提供により、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者様または利用者様のご家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当ステーションに故意、過失がない場合はこの限りではありません。

8 守秘義務

1. 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者様又は利用者様のご家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
2. 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者様又は利用者様のご家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
3. 事業者は、利用者様及び利用者様のご家族の個人情報について、利用者様の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

4. 1にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族へ連絡をいたします。

訪問看護サービスの提供の開始に際し、重要事項説明(介護保険・医療保険)上記内容について、「大阪府指定居住サービス事業者の指定並びに指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規程に基づき、利用者に説明を行いました。

【事業者】大阪府泉佐野市日根野 4341-9

株式会社 COCOS

代表取締役 京川 祥貴

【事業所】大阪府貝塚市水間 258-6 サンメディカルビル 3階

訪問看護ステーションコスタ (指定番号 2761390380)

管理者 松尾 洋子 代表 TEL:072-489-6133

説明者:(西暦)	年	月	日	名前
----------	---	---	---	----

私(利用者)は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

契約締結日:(西暦) 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

署名代行者(代理人)

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続柄:

代行理由:

住所

ご署名